

令和4年11月

事業主各位様

(公財) 岩手労働基準協会宮古支部

## アーク溶接業務特別教育開催のご案内

事業者は、アーク溶接等従事者に対し、労働安全衛生法の規定により特別教育を行わなければならないことになっております。

つきましては、当協会が事業主に代わってアーク溶接等従事者の特別教育講習を下記により実施しますので、教育を受けてない方はこの機会に受講されますようご案内致します。

### 記

- 日 時 学科 令和5年1月11日(水) 9:00~17:00 (受付8:30)  
令和5年1月12日(木) 9:00~14:00  
実技 令和5年1月12日(木) 14:00~17:10
- 会 場 岩手県立宮古高等技術専門校  
宮古市松山8-29-3
- 受講料等 会 員 12,760円(消費税10%込) (受講料 11,550円 テキスト代 1,210円)  
非会員 14,410円(消費税10%込) (受講料 13,200円 テキスト代 1,210円)
- 申込締切日 12月20日(火) 定員30名 但し、定員になり次第締め切ります。  
※締切日までに受講料の支払いがない場合、申込が取消しされることがあります。  
※締め切り後の取消は、受講料等の返還は致しません。  
※申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。
- 申込方法 〒027-0038 宮古市小山田2-9-5 TEL・FAX 0193-62-4906  
※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込み手数料はご負担願います。  
岩手銀行宮古中央支店(普) 0049490 (公財) 岩手労働基準協会宮古支部
- キャンセルの取扱 **※締切日以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。**
- カリキュラム

1日目	2日目
8:50~9:00 オリエンテーション	9:00~10:00 関係法令
9:00~10:00 アーク溶接等に関する知識	10:05~14:00 アーク溶接等の作業の方法に関する知関
10:00~14:00 アーク溶接装置に関する知識	14:00~17:10 実技講習
14:00~17:10 アーク溶接等の作業の方法に関する知関	尚、法定実技時間は10時間以上のため不足時間は各事業主で実施して下さい。

- その他 (1) 当日受講票と確認書を持参して下さい。  
(2) 筆記用具 (鉛筆・マーカー等) をご持参下さい。  
(3) (実技)保安帽又は帽子、安全靴又はズック、軍手等実技に相応しい服装でお願いします。  
『保安帽のない方は当協会準備致します。』

【お願い】 講習会場は教育設備の一部を借用して実施されます。受講される皆さんは、教育施設のルールに従い良識ある行動をお願い致します。

# アーク溶接業務特別教育受講申込書

No. \_\_\_\_\_

講習日 令和5年1月11日～ 12日

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 平成
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒 —	TEL ( ) ( ) ( )	

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務先	所在地	〒 — TEL ( ) ( ) ( )		
	事業場名 代表者名		担当者名	内線 ( )
※該当箇所に○印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	

アーク溶接業務特別教育を受講しますので、受講料、テキスト代を添えて申し込みます。

なお、振り込みの場合は振り込み年月日を記載願います。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受講者名(本人自署) \_\_\_\_\_

当日連絡できる電話番号( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項

- 1)氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2)2名以上の申し込みにはこの用紙をコピーしてお申し込みください。忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3)申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。
- 4)氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書により確認すること。)

受付印